- 6 「三好郡加5 川原家文書
- 「三好郡加茂村御検地帳」「三好中庄村打直御検地帳」 (いずれも三加茂町公民館所蔵)

二 水と農民

→ 三加茂の水利

ひいては村という共同体の場も成りたっていた。 想像以上に強いものがあり、特に用水の配分については、部落ごとにあるいは農家ごとに無言の掟(水利慣行) ではない。用水問題は農民の死活に直結した切実な問題をはらんでいた。したがって、水に対する農民の関心は が厳しくつらぬかれているのが普通であった。そうした暗黙の約束ごとの上に、農業経営も土台をおいており、 産条件であった。五月の植付時から 稲の花がふくらむ 二百十日前後にかけて、 ところで、 用水の水をめぐっての農民どうしの血なまぐさい紛争が、世間の注目を集めていたのも、そう遠い昔のこと その経営を左右させたことは言うまでもない。その意味では、水は農民にとって命よりも大切な存在であっ 村の生活あるいは農業経営を維持していく上で、「水」と「山」とは欠くことのできない必須の 農業用水を 確保できる かどうか

ばならなかった。そうした不安定な水利状況のもとで、三加茂でははやくから水をめぐる争いがいくつか発生し 漑して農業用水に利用することができず、 におかれていた。 ところが、 一七世紀はじめの寛永期に発生した西庄と中庄の水論もその一つである。この当時、 近世の三加茂はかなり高い生産力をあげていたが、こと農業用水についてはきわめて不安定な状況 吉野川の氾濫原上に立地したが故の宿命か、吉野川の豊かな流れを目前にしながら、それを灌 いきおい剣山系からの小谷懸りや溜池などにその大半を依存しなけれ 三加茂を灌漑して

上の西庄村百姓が中庄分の水を無断で盗水するといった事態がからんでいたらしく、 他方、水下の中庄村は両村五分五分の配分を主張し、 あった。この場合、 が起っているようである。寛永一六年(一六三九)の水論も、やはり取水の配分比率をめぐって発生したもので した同じ用水を 共同利用しており、したがって 近世初頭より この用水の 配分をめぐって、両村間では度々争い 加茂と西庄、中庄との二つの水利系統にわかれて利用されていた。ところで、西庄と中庄とは鍛治屋敷から引水 いた用水の主力は、 かくして、 両者間の話合いでは問題を解決できず、 水上に位置する西庄村は従来からの慣行として西庄三分の二、中庄三分の一の取水を主張、 加茂山から流れでる加茂谷川の水であった。この水は加茂山の入口、鍛治屋敷で分水され 真向うから対立している。中庄村の言い分の背景には、水 遂に給人稲田氏の裁決をあおぐ結果となっている。 問題をさらにこじらせてい

史料9

西庄中庄井水出入之覚 (田中猪之助氏所蔵)

- 、西庄中庄井水之儀先年より三分之二西庄へ三分之一を中庄へ分来由申候
- 一、中庄申分は先年より井水半分当ニ分来由申候
- 候条以来之義は番水に可相定候 此度曖之処両方申分中を取水四分六分に相定申候六分は西庄へ四分は中庄へ取可申、 但井手一つ之内にて水積難成候有之
- 、番水次第日二日夜一夜西庄へ取上申候、左候へは水積四分六分ニ相当候事
- 一、西庄井水分口より上にて横溝附候はゝ自今以後はふさき取申間敷候

日二日一夜西庄へと右ニ書付候へ共二番三番以後を二夜一日に当可申候間候得其意候在之通申候上は両方申可有間(のか)(それ)(それ)(おり)(おり)(おり)(おり)(おり)(か脱り)

寛永十六年五月七日

通 史

は絶対に井手=用水にタッチしてはならないことなどが、双方の約束ごととして規定されている。 いている。 この割当てが具体的にどんなものであったかは明らかにできない。またこれと同時に、 の村に引水するしくみをいうが、ただこの場合の西庄「二日一夜」、二番水以降の「一日二夜」という配水時 のものであった。番水とは配水時間割をつくり、その順序に従って全用水を割当てられた時間のうち、 して盗水することを厳禁し、もし盗水の事実があればただちに上訴すべきこと、さらには用水当番以外のも 以上のように、 そして、 稲田氏の裁決は双方の言い分を折衷したもので、西庄六分、中庄四分という取水で紛争は落着 その際の配分は双方時間をかぎって、交代に番水によって四分六分にふりわけるというしく 西庄村が水上の地利を利 それぞ

地方に旱魃が続き、 こうした水論は結局この地方の絶対的水不足から生じたものであるが、この後元禄一一年(一六九八)にもこ たましい結果をとげたようである。 その間の事情は明らかに出来ないが、西庄村庄屋の藤右衛門がその全責任を負って遂には刑死するとい 折角の稲が出穂しないという事態に見舞われ、再び深刻な水論がもちあがったと伝えられ 文化一〇年の西庄村棟付帳に次のような記録が散見される。(2) 7

史料10

石井永助 歳三拾壱

人御座候へ共御上より六郎兵衛御撰ニ而藤左衛門跡田畠家財小家下人共被為下置元禄十一寅年より西庄村へ引越庄屋役相勤居 兵衛ニ相続被為仰付候所、西庄村所庄屋藤左衛門義不届有之死罪ニ被為仰田宅被召上候以後彼地庄屋役御極被為遊候処数多望 此者曽祖父石井六兵衛儀享保六年棟付御帳ニ庄屋と相付左書ニ親六兵衛義同郡西井川村組頭庄屋相勤龍在候処諸役跡式嫡子四

西庄村ではその後こうした水不足と悲惨な水論を打開するために、 全村をあげて溜池の築造にとり か か 2 7

一穂水」の貴重な供給源として、西庄村三八町歩の水田をうるおしたとい 宝永年間 (一八世紀初め) に完成した西庄池がそれである。 以後、西庄池は稲の出穂期に必要な水、 . ځ つまり

こう。 い関心をはらわざるをえなかった。 このような水利状況の不安定さは、農民だけでなく藩側にとっても深刻な問題であり、当地方の勧農普請には強 3 度々、 庄屋に対して管内用水の状を報告させているが、 その 一例をあげて ぉ

史 料 11

- 谷筋川筋共勧農御普請無御座候 西加茂村

溜池壱ケ所

用水井出 但当村溜池之義ハ当月十一日迄水十分ニ相満候処、 此頃之天気ニ而水半分程稲作田地 へ相懸申候而 只今半分相満居申候

右ハ御ケ条ヲ以其時々之模様株書メ壱月二三度宛有無帳面御用之趣被仰付奉畏此頃之模様夫々株書ニ相認帳面 相違無御座候 但此頃ニ寄而ハ追々水相減居申候、 尤少々も相痛不申候 以上

二記上申処

三好郡西加茂村庄屋 大久保三右衛門

天保八酉年六月廿一日

頃ニ寄而ハ追々水相減」るという心細い現状であった。 水も全体としては「晴雨順々ニ相運用水等丈夫ニ御座候」と豊富であった。 八日にかけて降り続いた降雨出水により、 ちょうど、 かわらず、 この年は加茂組諸村の作柄も大体にして良好であり、 西加茂村ではその後のわずかばかりの晴天続きのため 吉野川筋ではかなりの水害をこうむっているほどである。それにも いわば平年作の年にあたる。 一稲の作柄には影響しなかっ かえって、六月に入ってからは五日 したが たものの、 かって、用

金川 数百人の農民が労役を出しあっ お 、溜池が開さくされている。 西加茂村では用水の大半を剣山系の金川谷に頼っていたが、享和期に至ってこうした水不足の対策とし 史料中に て開さくし、 「溜池 以後は主として同村の金川 一壱ケ所」とあるのがそれである。 ・北村両部落の田地をうるお 庄屋大久保家の主導 の たと もと

小と農民生活

立枯れ寸前となり、白くひからびあがった田んぼを前にした時の、彼らの胸中はどうであったであろうか。 つ・虫害などのため、三加茂だけでなく、 :地高弐万六千四百弐拾三石七斗余御損毛」と淡々と書きのこしている。(6) 、状態を公記録は「御国当秋旱損虫刺風雨出水等ニ而御地高拾壱万七千四百四石五斗御損亡、 そうした極限下の農民の姿を、天保三年(一八三〇)の記録によって眺 このような水 利状況のもとにあっては、 水不足時の農民の苦悩は深刻なものであった。 阿波国一円にわたって未曽有の被害をだしている。 めておきたい。(5) 稲 この年は前年来 をはじめ諸 すなわち、こ 淡州当秋同断 作 小の早ば 三の間 に

一息ついている。この地方では古くから、 「おしめり」でやっとのこと田植をすませることができた。 「苗養水さへ難渋」するありさまであった。そのため、農家では 例年よりおよそ 半月も 八十分ニハ無御座哉」と心配顔ながらも、 さて三加茂では、天保三年になっても前年来の天候不順が続き、 -は少なく見積っても例年の半作は確保できると言い伝えられている。ところが、 ような晴天が続き、 諸作にも影響がではじめ農民の不安はつのっていく。 どうやらこうやら植付けもすませ「半夏」を過ぎたのだからと、 梅雨明けどきの半夏(夏至から数えて一一日目)さえもちこたえたら、 農民たちは「(植付)……例年より大ニ後候にはなった。 特に田植時の五月上旬に降雨が 一安心したのも束の間、六 明けて七月に入って おくれて、 なく、 六月 上旬 ほっと 一付取 Ō

無情なかんかん照りのなかで、 実情であった。 代表者を讃岐の金比羅さんに派遣して降雨を祈念したり、昔ながらの雨乞いの神事に自分たちのすべてを託する も農民は浮足だち、人気は沈滞してしまい、村によっては神社仏閣にお籠りして雨乞祈禱を行なっ 一向にみられず、 しかし、村人のこうした努力も とりわけ煙草・粟・藍などの畠作の痛みがひどく、減収は必至の状態となった。 絶望感はふかまっていった。 「種々雨乞奉祈候得共、 一向御利生無御座」と一向に効果な たり、 ある 村々で いは

な内容はもられていなかっ き送っている。 こうした事態に直面して、 一々人気のようすを報告するように命じているだけであった。 しかしこの通達の内容は、日雨乞祈祷を励行すること、口田畠諸作の状況、 た。 藩は郡代生駒彦吉名で七月二二日に、 藩としても、事のなりゆきを見まもるよりほか、手段はなかったようである。 農民の当面する不安を、 与頭庄屋川原八郎右衛門宛に一通 何ら解消させるよう ならび に用水、 の通達を書

作は「大痛」となり、 八郎 、それでも配水能力は平常時の三分 米も養いが 六月中旬以来の旱天は、 わからな (右衛門は郡代宛に克明な報告書を提出して、 たい状勢に追いこまれて 場所によっては 八月になっても続き、 いる。 0 「葉くさり虫刺等も相見」 一に低下 大谷懸りの水田は、 ワ虫刺等も相見」えて、このままでは飯米はもちろんのこと、年その窮状を訴えている。それによれば、極度の水不足のため稲 ί 事態はいよいよ深刻なものとなった。八月三日、組頭庄屋川 T L ま い それさえも 旱天のな あと数日 かをどうにか今まで持ちこたえてきた 間も旱天が続 けば、 どうなる

であ の被害が大きく |谷懸り の場合は最悪であり、 「如何様成行可申 哉 難斗一統大ニ心配仕候」 はやくか 5 「無水同断」 とい ٤ 農民はただぼう然と旱天を見あげる うありさまで、 特に昼 間、 足 代 ば 庄

煙草その他の作物も同様であ なかには 収穫皆無を予想される 作物も 出てくる 始末であ

農民の生活基盤そのものをおびやかす危険性をはらんでい 代 への報告書は、 作柄状況について以上のような申告を行なっ た。 ているが、 水不足はこれだけにとどまらず、

とごとく涸れあがってしまい、 **山** 太刀野山 .などの山間諸村では、飲料水にもこと欠くありさまであった。 そのためにはるばる吉野川まで飲料水を求めねばならなかった。 在所の谷水、 湧水はこ

者ですら、一日に二荷を担ぎあげるのが精一パイであったといわ

と続く長い野道を水を担いで往復するのであるが

働きざかりの元気

吉野川の流(旧江口渡船場附近)

その労苦は想像以上のものがあったにちがいない。 諸御祈祷奉祈、一統之義も村々ニおゐて心願ヲ立、何彼ニ不限雨乞仕」 いうと、 ところで、こうした旱ばつに直面して、当時の人々が ,わば村をあげてひたすらに雨乞祈願を行なっている。 ただ雨乞祈祷という昔ながらの呪術的な祈りのみであった。 村々では「神主ハ社内ニ籠リ寺院ハ本寺へ相揃、 できることと 専

でも効果がない時は、一同そろって松明行列で山頂に登り、盛んにか この地方の雨乞行事は、村人一同が簑、笠すがたで鎮守の 鐘太鼓にあわせて二夜三日の間、踊りかつ祈ったといわ 火をたいて慈雨を天に祈願したという。このような神事に際して れる。そ 森に集ま

たいて出ていきます。二本か三本ずつめいめいが背中にたいまつをしょって、消えるとちょっ 見ることができたいま一つのたいまつ行列は、雨ごいの時の行事であります。これは通例付近の山の まじないの力にもなると思っていたのであります。 な火をたくもので、 りました。これには二種の方法があって、その一つは、 - | 国男氏は子どもの頃に体験した雨乞行事を、郷愁をこめて次のように回想されている。| 国男氏は子どもの頃に体験した雨乞行事を、郷愁をこめて次のように回想されている。 いてっぺんに行って火をたくので、遠くからながめた景色は虫送りよりも、またいっそう美しく子供の目にうつ たいけれど、 、その素朴な歌詞のなかに、水に対する農民の怨念といったものを感じることができよう。 現在、各地に伝承されている雨乞の神事は、なかば観光行事化してしまい、当時をしのぶよすがも稀薄 前のを捨ててまたも 岩にせかれておちられん」とい "せんだたき"とか"せんばがや" との列 へか えってきます。 っ た"はやし"ことばが、 いま一つは、 それが 燃料をかついで山のてっぺんへ持って行ってから、 とかいって、多勢の手で大きな火をたくことが、 村の青 山が低い 音もせずきてぬれかかる/わ 畄 の 今もこの地方には語りつが まん中を通っ か道が近いかすると、もう村から火を て行く 「近ごろでもまだ少しは のが、 民俗学者、 と後にさがってつ たい いちばん高 \sim 一つの である 大き

行なわ

れたのが

雨乞踊りであり、

「さまは

か

やのの時雨の雨よ、

報告書によると、 (一七二四) 天保三年の の村高が 東加茂分だけで田方一四〇石、 大旱ばつは虫害ともあいまって、 が八〇〇石 一五〇だから、 畠方一八○石、都合三二○石の損毛を出して 三加茂地方に未曽有の凶作をもたらした。 損毛高は村高の四割に達する計算となる いる。 九月 四 村 日 のづ 享け

でした。」

そして皮肉なことには、 川水路の破損、 土砂くづれなど、 早ば つ明けの九月一一日から翌一二日にかけて、 追いうちの打撃にみまわれている。 農民の生活は、まさに降っ この地方に大雨が続き、 ても困るし 田 畠 への冠

照っても闲るで、水との不断の闘いであったといえよう。

稲作、碑が四分、高黍、大豆、そばが各三分、粟、黍、ごま、小豆、煙草が二分、里芋と琉球芋が一分、藍が六 分といずれも平年作を大巾に下まわり、陸稲にいたっては「無毛」―つまり収穫皆無という惨状であった。 このようにして、この年の秋作の収穫状況は最悪となり、一一月に提出された最終報告では、平年作に対して

- 川原家文書 | 二加茂町公民館所蔵「文化十一年三好郡西庄村棟付人数御改帳」| 三好郡志」四五三~四頁
- 4 3 2 1
- 川原家文書「天保三年諸作植所生熟取実之運申上扣」「三好郡志」四九二頁
- 「阿淡年表秘録」六五四頁

7 6 5

柳田国男「火の昔」

現 代

第五節 災害と防災

災

害

(--)

説

有史以来たびたび繰り返えされてきた。 までも飢饉となって、餓死する者があった。また悪疫の流行は明治の重大な社会問題であった。これらの災害は地震、雷、暴風雨と洪水、旱害、蝗害、火災等については人々は「天災」として半ばあきらめ、天保度くらい

阿波国における災害の記録は、中央の記録にたよるほか「阿淡年表秘録」「徳島県史」「徳島県災異史」「徳

島県警察史」「阿波の歴史地理第二」などにかなりまとまっている。それらのなかから身近なものを引用 ら、三好郡志やその他で散見する本町のできごとを列挙することにする。

出屋

害があったという。 科年表には「南海道沖地震、民家多く倒る、津浪あり」また土佐沖大地震ともいわれて、阿波国内にも相当の被 地震の古い記録では「白鳳の地震」がある。これは天武天皇十二年(六八四)十月十四日発生したもので、 次いで天平六年(七三四)、天平宝字七年(七六三)、延暦二十四年 (八〇五) に大地震が

地震があった。 鳴門の潮涸る。 中世になると、 と参考太平記にある。 正平十六年(北朝康安元年)(一三六一)南海道大地震、阿波雪湊在家千七百余悉く海に沈み、 翌十七年 (一三六二) 天授六年 (一三八〇) 明応七年 $\widehat{}$ 四 九 八)にも大

二月十二、十四日と強震があり、その間余震が続いた。これについて、蜂須賀家記には「封内の人家倒るるもの 地震があり。嘉永七年(一八五四)(安政元年と改元)十一月四、五日に大震、同月十一、十五、二十五日、十 江戸時代には、慶長九年(一六〇四)宝永二年(一七〇五)宝永四年 人畜多く死す」とある。これを安政の大地震という。この地震について、三好郡志には次のような記事 (昼間村の伊勢吉の孫大西貞平氏の談。) (一七〇七) 寛政元年 一七 八九)の

年十一月四日の朝早々で、最初は少々震り出したが、五日の七ツ時には大震となり、其夜五ツ半(午後九時)頃に前代 未聞の大震となった。其翌月十三日には不祥を忌んで安政と改元なったがまだ震り止まらず。皆々は籔或は山と 天保の飢饉に次いで、人心を恟々たらしめたのは安政元年の大地震であった。其震始は、嘉永七

い思いに家に居ったものはなかった。 籔に小屋掛連日野宿をした云々。 は大震り小震りがあったという。 (中略) 其年の大晦日にはようよう震り止まったが、 (中略) この 大地震 ではどこの村でも家の中には人は居らず外に出 其間は何時も

旧の安宅喜市(大正十年七十六歳)翁の話

れませんので、渡船で一夜明かして帰って見れば、熟れも同じ野宿の小屋掛ばかりでした。云々」。 道々には其処にも此処にも野宿ばかりで、興聖寺の裏の磧へ来て見たら、磧の石が飛び合いまして、 ておいたら、俄に揺り出して、残らず倒れたのがそもそもで、それから毎日揺って仕事が出来ませんので、 「この大地震のとき加茂の山根の車屋 へ雇はれて車を拵へにきて居た、拵へた車の道具や材木を縦に立てか 火が出て帰 帰る け

特に太平洋岸は大津波で浅川・鞆奥・宍喰は人家の被害は大きく、多くの死者を出した。 少なく、住家全壊三戸、 南海の大地震 昭和二十一年 (一九四六)十二月二十一日早朝発生した南海大地震は本県甚大な被害を生じた。 同半壊三戸にとどまった。 しかし三好郡の被害は

愈館

純ではない。また時代によっては戦乱による荒廃を生じ、被害の度を深くしたこともある。 飢饉は上代より ほとんど毎年のように、 人々の生活をおびやかし、 飢饉は風水害、干魃、長雨、冷害、 虫害などからおきているが、これらのものが重っておきることが その被害は今日の想像の 及ぶところで あ

のもっとも古い記録は、天武天皇元年(六九七)のもので「続日本紀」に「阿波、淡路、 の記事がある。その後大宝二年(七〇二)慶雲元年(七〇四)同三年(七〇六)天平五年 (七六二) 同七年 (七六三) 同八年 (七六四) 天平神護元年 (七六五)の四ケ年連続の飢饉、 讃岐等八国飢え (七三三) 天 さらに

現代

延曆九年(七九○)同十七年(七九八)同二十四年(八○五)弘仁十四年(八二三) (八三七) 仁平三年 (一一五三)養和元年(一一八一)などが著名な飢饉である。 天長十年 (八三三) 承和四

官吏、喜んでこれにならい、蘇生するもの少なからず」と当時の惨状がいかに深刻であったかがうかがえる。そ 普明国師行業実録)二月阿州に行く、時に国中大飢、途に飢死者多し、賑粥を貧人に施す、乞う者連日太守以下 る。次いで天正六年(一五七八)天正八年(一五八〇)と飢饉は人々を悩ましている。 の後応永二十七年(一四二〇)寛正元年(一四六〇)の飢饉も甚大で、天災のうえに戦乱による荒廃が加ってい 中世には、正元元年(一二五九)正平十八年(一三六三)の飢饉には、日本凶荒史考に「阿波国飢える (知覚

の間 江戸時代に入ると飢饉は元和五年(一六一九)の凶作から、慶応二年(一八六六)の干害まで凡そ二百五十年 『に、四十七回の大飢饉にみまわれている。その中から著名なもをひろってみる。

和の飢饉 明和元年(一七六四)四月、洪水麦枯れ、六月暴雨、八月霖風共ニ傷」不(家記)

大旱禾枯る。 、和二年(一七六五)四月枯水麦枯死、六月暴風雨傷」禾、 八月また霖雨洪水、 国用支えず借金を幕府に請うて允されず(家記) しかも六月より八月に か 计 7

で安永と改元したが、大洪水のため、 明和七年(一七七〇)五月から四ケ月間雨降らず稲が枯れた。 藩士に俸禄の半分を三ケ年支給できない有様となった。 同九年には「メイワク」の年とい う 語呂を忌

山城谷字川口まで山のような波が立ち、土佐の流材が 木材流送事件が発生して以後天保十一年(一八四○)まで約六十年間係争した。 天明の飢饉(天明二年(一七八二)から同七年まで五ケ年凶作が続いた。連年洪水、吉野川では (から、土州木材流送禁止を望む声高まり、阿波藩では土佐藩へ流送禁止を通告し、ここに阿土両国間に、土州 「アバ」を切って散乱流出し、 「天明三年九月命を下して痛く 被害が多かったので沿岸住 高知県境から

凶作相続き封内飢饉公庫虚乏以て救賑するなし」と蜂須賀家記にある。 冬命じて、勝浦、 那賀、海部、美馬、三好郡の貧民に、めぐみ貸すこと二万三百八十余人、 八

天明の飢饉直後に「寛政」と改元されたがそのときの洒落に

「てんめい =天命)は食うや、 食わずに八、九年、 もうこれからは

くわんせい (寛政=食わんせ)―かい」といったという。

する者多く、藩は米倉を開いて窮民を賑救した。三好郡でも賑恤が行なわれた。 凶年と一般にいわれているが三好郡地方は天保三年(一八三二)から凶作にみまわれている。 天保の飢饉 天保の飢饉は全国的な大飢饉で、天保四年(一八三三)か ら同八年(一八三七)まで五ケ年連続 県下 一般に餓死

史料1 (古郷吉右エ門文書)

天保八年春貧民救助銀文書

受取印形為仕可指出候 左之通指出候者相都候帳面遂扱見候、随而急々取都困窮人共へ渡方無油断可遂了簡候。 夫々相渡候得ば例毎之通

二月廿八

== 間 勝

三好郡中 与頭庄屋共方へ

(拾四貫九百七拾七匁弐分五厘)以上,此分先達而御手当願出候付申付候方へ可相渡條

合弐拾四貫九百七拾七匁弐分五厘

このように郡内村々から集めた救助銀を困窮者へ渡している。

現代

た天保の の

・

飢饉については三好郡志に、 大正十 一年当時の古老談があるので、 これもかかげておく。

三野村太刀野、西岡浪次翁(当時百歳)談

ら生きられますが、 刀野に来て、 の喜来の庄屋曽我部の芋を盗んで「私は御内の芋を取りましたからどうぞ牢に入れて下さいませ」と願い出た。讃岐の者 天保の飢饉 つくして、 取留めもない話ばかりでありました、云々。 大根を盗んでばりばり食うた。いや其連中は盗んだ大根を其のまま庄屋へ持っていて「今日は之を食べましたか よろよろと西庄の溜池の土手に来て倒れて、死んだものが何名もあるかと思へば其翌日は、饑えた百姓が郡里 明日は死なねばなりません、若し盗まずに生きられますならこの大根は元のところへ戻します」と申出 間の噂は喧しかったもので、 日に日に話が変って来る。今日は祖谷山 から、木の葉、草の根までも が太

三繩村大利、新田和太利翁(当時八十歳)談

啜って飢を凌いだ外、 ものなら五合で辛抱せよと請求通は売って呉れなんだ云々、 天保の飢饉には樫の実、橘の実を拾って食い、 追々其他の草木の根皮に及ぼしたという。又当時米や麦を買いにいっても二升のものなら一升、3実、儲の実を拾って食い、又曼珠沙華の根、百合の根、葛の根等から、かね(澱粉)を取ってい とは新田翁が父母から聞いたとい . う。 (澱粉)を取って少しづつ 一升の

井内谷、近藤谷蔵翁(当時八十六歳)

も拾人位は死んだであろう云々。 ぎたら使うことならん、 井内谷では、常なれば、 はたき粉にして食うた。それらがなくなったら杉の皮の粉までも食うた惨状に飢死するものが多かった。 旦一村限りで融通をせない。当時は木葉殊に榎の葉は上等の食物で、ごび(鳥仏)葛のは、四拾目の米が三百目となった、それも庄屋の干歩で三日限りに買得る切符を与えた。 (烏仏) 葛の根、 若 し三日を過 井内谷で 琉球芋の

風水害

田を揖し百姓負税を免ず」とある。貞観八年(八六六) 姓飢饉尾張正税六万束、 風水害の記録では、延暦二十一年(八○二)の風水害について、 阿波国八万東を借し、 民を救う云々」とある。 四月の風水害には「三代実録に、尾張、阿波両国風浪百 類紫国史に「紀伊、 その後平安末期の久安六年 淡路、 阿波、 讃岐等十国、 (一五()

翌仁平元年 五一)阿波国に被害をうけたことが本朝世紀に見えている。

水の被害があったことは「阿波志「に見えている。 惨状、治承、養和以来と称せらる。 病並び行なわれ、飢疲して死亡する者極めて多く、京中餓死者道路にみち、 し、等歳末に至るも声を収めず、時候の戻和甚しきこと古今未曽有、諸国大いに飢荒す。越えて翌三年春より疫 八月風水稼穀大いに損し、草木枯れること冬の如し、加うるに冬温暖にして筍生じ、麦黄熟す。また蟬、 中世になると、まづ寛喜二年(一二三〇)の風雨がある、この年の夏秋寒冷、 (日本凶荒史考) 天正七年(一五七九)同十年翌十一、十二年と続いて大洪 饑民或は禁中の饌を奪うあり、その 諸国六月雪降り、 七月霜あり、 ひぐら

ている。がこれらの記述は省略する。 さらに主な風水害を年代をおってみると、 天保十四年 $\widehat{}$ 八四三 まで約百年の間に二十数回 の大被害をうけ

大洪水にて流家多く、 天保十四年の大洪水(七夕水) 五十年来の大水といわれ、 天保十四年 (一八四三) 七月五、 人呼んでこれを「七夕水」という。 六日の昼夜大降雨、 七日大洪水、 吉野 別は

蜂須賀家記によると「藩士の禄十分の三を免じ、吉凶の礼を簡素にして諸経費の節約に努めた」とある。 波全土の大風雨で、 嘉永二年の暴風雨(阿房水) (代村教法寺の法帳に、この阿房水について次のように記してある。 被害甚大、多く人家が流れ、前代未聞という。これを(酉年の水)また阿房水とも呼 嘉永二年(一八四九)七月大風雨、八日より降り続き十一日に至りて止 tç

至り大風に相成、 而川水極々大水、 (嘉永二年)七月十日十一日の両日の風雨大水に候。百姓一統迷惑成居申事に御座候。 十一旦、 前代未聞之事故大略如件。 四十年以来之大水に而、 七月十日 下郡杯損シ甚敷、 朝より少々風雨に而有之候処四ツ時分より殊外大降雨風立申候処、 上郡川筋餘程之痛、 山分は大風に而人死聡敷事、 一統之者共阿房水と称し申程に 七月十

ひやした」とある。また辻風土記にはこの大暴風雨について次のような記事がある。 命ずるとともに難渋の者へ鳥目二百貫を下げ渡した。足代村教法寺の記録によれば「三好地方の里人も頗る肝 れ、南北の郡々潰家多く、怪我人多数ある旨、江戸将軍の耳に達した。去る寅年より引続き災厄で人々に倹約 安政四年の大暴風雨 安政四年(一八五七)七月二十九日から大暴風雨あり、未曽有の風雨とい

[と驚き、五十年以来の大洪水じゃと云ふ処から(八朔水)と称している。中村浜側から野津後島一帯、辻町家の浸水あり。安政の洪水、安政四年七月二十九日四ツ時から吹き出して八月朔日朝五ツ時分まで意外の大風雨が打ち続いたので、前代未

水となり、阿波国内ことごとくの河川が未曽有の大氾濫となり、ほとんど各郡を浸し、 れている。 このため良田変じて砂磧となり、秋の穫入れを失った。これを「寅の大水」と呼び、今にいたるまで語り伝えら 慶応二年の洪水(寅の大水) 慶応二年(一八六六)八月一日より七日まで霖雨昼夜降り続き、七日 人畜の死傷甚し 1夕には大 かっ

る。以下その主なる風水害を年代を追って、ひろってみる。 明治以降の風水害 江戸時代と同様、 ほとんど毎年の 如く襲来する 台風のために多くの被害を もたらして

明治三年 (一八七〇) 九月七日、風雨出水

吉野川大洪水 明治十六年(一八八三)九月十日~十二日 風雨、 出 水あ 350 この年旱魃、 民雨乞の

明治十七年 (一八八四) (旧七月五日) 暴風雨、 阿波国流家七十九戸、

治十八年(一八八五)六月、降雨打続き、吉野川洪水、この年赤痢大流行す。

明治二十二年(一八八九)八月十八日暴風雨あり、赤痢再び大流行す。

叨治二十五年(一八九二)県下大降雨、諸川洪水、赤痢流行す。

平日 誌「以下大西日誌という」にあり) ·治二十六年(一八九三)十月十四日(旧九月五日)暴風雨**、** 加茂村避病舎をはじめ民家倒家四戸。

明治二十七年(一八九四)九月十一日暴風雨、加茂村倒家四戸。 (大西日誌)

明治三十年(一八九七)九月二十九日、大洪水、大被害、加茂村流失家屋二戸。 (大西日誌)

年稀なる大洪水、下郡の水害甚大流家五百戸、溺死者百五十人、七月二十八日、本県知事李家祐二、 明治三十二年(一八九九)七月九日(旧六月三日)暴風雨、大洪水、加茂村流失家屋六戸、浸水家屋百戸、近

同年八月二十八日暴風雨、加茂村倒家十五戸、怪我人二人、死者一人、 (大西日誌) 九月五日、 片岡侍従通行、

加茂村北村より古川へ落す、 明治四十四年(一九一一)八月十五日吉野川大洪水、 枇杷橋大被害 (大西日誌) (吉野川洪水を「土佐水」と称し恐る)

大正時代

中庄山路、 (一九一二) 五月~六月、 山崩れのため、家屋全半壊十五戸(二十七棟)死者一人(曽我部房一談) 大旱魃、 加茂村田植未済弐拾町歩(大西日誌)八月二十 四日、 大

同年九月二十二日(旧八月十二日)大洪水、前代未聞の風雨、 加茂谷筋その他大被害あり(大西日

大正四年 (二九一五) 八月二十八日午後十一時豪雨のため、 中庄山路に山崩れあり、家屋の被害十

があった。 大正十一年 大正七年(一九一八)七月二十四日豪雨あり、家屋の被害四戸 (一九二二) 八月二日、 三野町清水で旋風がおこり、 (全壞四棟、 家屋全潰十三、 半壞 半潰 棟) 八 あ Ď. 死者二傷者十 (曽我部房一 の被害 談)

みる。 だけでも五十数回に達し惨禍のつめあとを残している。それらの風水害のうち被害の大きかったものをひろっ 昭和時代 昭和の時代になっ ても、 風水害はやはり避けることはできず、 毎年のように発生し、その主なも 7 0

事のなかから当時の三好郡の被害状況を見ると次のとおりである。 昭和九年の室戸台風、 高知、 徳島両県をはじめ関西近県に被害を及ぼしたので 昭 和九 年 (一九三四) 九月二十日 から二十一日に 「室戸 台風」 と呼 かけての室戸を中心として んで いる。 「徳島県災異誌」 0 大風水害 の 記

水三〇、 室戸台風被害(三好郡) 床下浸水一〇六。 死者一、傷者三、 行衛不明一、 全壞家屋三四、 半壞家屋四 Ó 流失家屋四 床 上浸

そぎの流木を伴ふ土砂、 このため北流する河川、 ら翌三十一日午前四時過ぎまで約五時間にわり、 々五時間 を「阿北地方の豪雨」と呼んでいる。この豪雨禍は本町に大きな被害をもたらした。七月三十日午後十 和二十四年の集中豪雨 .の降雨量六百ミリ(年間平均雨量二千ミリの約三分一にあたる)以上と推算される驚くべき大雨となり、 岩石と共に猛列な勢で流下し、 谷々はいうに及ばず、 昭和二十四年 (一九四九) 七月三十日、三好郡東部を中心に集中豪雨があっ 山道を伝い、 稀有の大雷雨が襲来し、息つく間もなく降りしきる豪雨は、僅 山麓の人家は瞬時にして流砂に埋もれ、 林間を縫うて下る奔流は、 山津浪を誘発して、 或は流水に流さ 一時 根こ か

上を要したのをみても、その災害の大きさを知るべきである。 めつけた痛々しい被害の一断面であった。徳島本線の復旧工事には一千人の工夫を昼夜連続使役して、 冠水、用水路の決潰、埋没によって、稔の秋を眼前にし枯死の一歩手前に追いつめられたことも、 が埋没するなど、この豪雨による被害状況は近年稀にみる惨澹たるものであった。流失、埋没を免れた美田 押流されて、 人命を奪 軌条が吉野川に流れ込み、或は盛土を流失して軌条が宙に浮き、 い家畜を斃し、 田 畑、水路、 道路、 橋梁の決潰、 流失算なく、 山麓を走る、徳島本線の鉄道も 又処によっては土砂の底深く鉄路 農民の胸 二十日 を緊 Ŕ

災害に と努力によっ 言うまでもない。敗戦につぐこの災禍に、村民の前途には嶮しい道が長く続い 罹災家屋が、農地が、水路道路が、旧態を取り戻すまでには相当の資材と労力と、 ついての手記をよせられたので次にかかげる。 て、 現在のように復旧は成し遂げられた。 当時三庄村長であった松浦修竝氏か たのであるが、 そして年月とを要したこと 5 集中豪雨による 失望せず、

集中豪雨による三庄村の災害について

谷川の増水は両岸を崩壊して凄愴なる轟音は翌午前四時頃迄続き夜明け 量を増し九時頃には最大の豪雨となり間断なき稲妻と雷鳴を伴うド た其降雨量は一〇〇〇ミリ 昭和二十四年七月三十日は快晴のむし暑い日であったが午後七時頃より急に曇天となり八時頃より降り出した雨は次第に其 ル以上と推定せられた。 ·明けに山を眺めたところ山一面が滝となって流水して居·シャ降りは山崩れの響きと此土砂と岩石と倒木を押し流: て居っ

其他小谷全部(谷門橋のみ半壊)護岸の欠壊約二キロ 没家屋約百戸、田畑の流失埋没約二十ヘクタール、山林の崩壊三百ケ所以上、 此豪雨禍による三庄村の被害は死者八名(西山路一名黒長谷三名木藤四名) ルに及び県道(現国道一九二号線)の山口谷橋境谷橋猪の谷橋流失し 村道の欠壊五十ケ所、橋梁の流失は山口谷、 其他牛の斃三頭、人家の流失倒壊二十戸、 猪の谷埋

銀治屋敷の宅地を埋没した。

為復旧工事に昼夜二交代にて二十日間を要した。国鉄は此工事の為にブルドーザーと称する器械二台を広島方面より回送し来国鉄徳島線は阿波半田加茂駅間の毛田と山畠間約四キロメートルに於て道床及び線路の流失と埋没をなし交通杜絶となりし りて使用し其偉力を発揮して始めて見る庶民は其高性能に驚嘆した。

其恩義は忘却する事が出来ないものと感激するとともに後世に伝えなければなりません。 子も復旧の応援の為に当時は食糧難にして旦交通不便にもかかわらず全額自費を以て早朝より来援せられ終日大活躍せられた以上の如き豪雨の復旧の為に村民は全力を傾注するとともに同情心深き三好郡内全町村民各位は消防団を主体として老婦女

に他町村よりの応援者の方々に対する割り振りについて中庄高橋栄一氏に総体的勘案を依頼した為に完全なる操作を遂げられ をなし得たのでありますが此作業の為に村会議員消防員区長各位が献身的努力を尽されましたが特に中心的の取扱者として殊此大活躍のお蔭にて翌八月の終りには埋没家屋内の土砂岩石の搬出と壁や床板の仕替へと道路は通行に堪える迄の応急処置 た故に要領よく早く片付いた事と感謝致して居ります。

府にお願ひして補助金を得ようとしたのに対し県の係り官は此取り扱いをしょうとしたけれ共国の係り官は集中豪雨禍に対す る認識が全く缺乏のために其当時に発生した台風の被害として処理せられたのであります。 右の如く郡内全町村より自費にて御来援せられた方々は総数千九百五十名でありました。此集中豪雨禍の復旧工事に対し政

が災害の区域でありました。 因に此集中豪雨の区域は三庄村に於ては泉野部落より滝倉へ見透した延長線の北東側と半田町の西方の一部と三野町足代村 本町に於ては災害後約三ケ年を復旧に要し物的損害額五億円と評価せられたのであります。

松浦 修並 記

昭和二十四年集中豪雨被害状況 (旧加茂村)

住家	傷	死	区
全壊	者	者	分
			数
三	三人	0	量
落雷による			附
焼失一			記
県道	同	田畑流失	区
欠潰	冠水	埋	分
一延長二	<u>-</u> 0	=	数
〇〇米一	七町歩	三町三反	量
	二〇ヶ所	一ヶ所	附
			記

昭和二十四年集中豪雨被害状況 (旧三庄村)

五〇〇戸七戸

橋梁流失

四〇〇米

Ī													***************************************				***********	
-	鉄道!	山林	井堰	村橋	県橋	県道	村	農	水路、	同	田畑、	牛	傷	非住	可	住室	死	IZ
	埋没、	が崩	流	流	流	欠			埋、	土砂流	流失、	死		家全		家全		
-	流失	壊	失	失	失	壊	道	道	壊	流入	八、埋没	亡	者	非住家全、半壊	半壊	上坡	者	分
-		五.					// 一六、	// 三五、	延長一八、	九	四四						The States considerate with the	数
	七ケ所	○○ヶ所	六ケ所	○○ヶ所	二ケ所	二ヶ所	000米	000米	000米	三町八反	五町二反	三頭	九人	四三戸	一五戸	一五戸	<u>_</u>	眉
	埋没土砂二○、○○○立方米	一七七町歩	山口四、毛田二		山口谷橋、猪ノ谷橋	毛田						西山路二、木藤一	西山路二、黒長谷六、大	木藤、毛田、黒長谷、江	毛田三、黒長谷一、泉野	毛田四、黒長谷五、西山	西山路一、黒長谷五、十	BH
	芳米												藤一	路、	其他八	西山路四、木藤一、其他一	木藤四	記

和二十六年(一九五一) 十月十四、十五日の、ルース台風は、県下に相当の被害があった。

非住家の全、半壊一、 全壊五、 三好地方事務所が調査した、郡内の被害状況を見ると、死者三人、傷者十三人、住家全壊一〇八、同半壊二八〇、 同半壊四一、非住家の全、半壊一三五に達し、 一九四、罹災者一、八七四人に達した。加茂村には被害はなかったが、三庄村は、 罹災者は二一一人あったが、幸い死傷者はなかっ

注言

夘平日誌によれば、 火事、 明治二十五年から昭和七年までの間に、加茂村における落雷の被害は次のようである。 おやじ、 と昔からいわれて、雷も恐しいものとされ、 たびたびその被害をうけている。 大西

雨落雷各所にあり、居宅一棟焼す。 明治二十七年(一八九四)六月二十五日、 大雨、 近年稀なる降雨、 雷鳴あり、 各所に落雷。 六月二十六日、

明治三十八年(一九〇五)八月十三日、落雷あり、納屋一棟焼失す。

大正十二年(一九二三)八月二十九日(旧七月十八日)各所に落雷、居宅一棟焼失す。 大正十一年(一九二二)九月九日降雨、各所に落雷あり、 東川原、小山信行家屋へ落雷避難中の者二名即 死

大正十五(一九二六)八月十五日、落雷あり、 加茂中内に怪我人四人あり。

六 火 ※

火災の恐しさがつきまとっていることがうかがえる。 「一筆啓上、火の用 心 お れせん泣 かす ts 馬肥せ」とは昔の人々 の心からにじみ出た言葉であって、 それほど

薬師如来は自ら飛び出し給い、 火災の記録で古いのは文治四年(一一八八)の日和佐の薬王寺の火災がある。 桜の木に安座された云々」とある。 赤河内村郷土誌に n ば

ろってみると、 江戸時代になっては火災の記録も徳島市をはじめ各郡にかなりある。 その中から上郡地方に発生したものをひ

- 宝曆二年 (一七四二) の脇町の火災、 十一月四日、 美馬郡脇町火災、百九十戸と寺一焼失 (年表秘 録
- 明和二年 (一七六五) の脇町の火災、 二月十七日脇町北町中町の火事、 およそ百五十軒焼失(脇町誌)
- 秘録) 3 文化十年 (二八一三) 池田町の火事、 九月十二日三好郡池田町の大西町より出火、 家数百二軒焼失(年表
- 土蔵は別)(脇町誌) 文政十二年 (一八二九) 脇町北町中町 の大火事、 十二月三十日脇町北町中 町 火事、 百二十 九軒罹災
- ⑤ 天保六年(一八三五)脇町本町火災、二十九焼失(脇町誌)
- 郡誌) 弘化四年 (一八四七) 辻町の火事、 一月十一日三好郡辻町火事、 猛なる西風に煽られ、 延焼九十戸
- のようにある。 嘉永二年 八四九) 長善寺の大火、 九月二十五日、 三好郡中庄村長善寺の火災に つい て、 三好郡誌に次

廿五日施行茂り様とあって 之亟元方にて、上村源之亟人形芝居、 不申候内、東上ののき口より火出候様子にて御座候、長善寺は不残焼失、 にて御座候、其故は長善寺境内より三日も前より、 三庄、長善寺大火、足代村教法寺の過去帳に、嘉永二年九月二十五日夜四ツ時分、 (以下略)この火事は夜四ツ時 廿日余りも致候相済申夜にて、右長善寺焼失に付尤元方は利潤、 ひのみ寺中一統の鼻に入り申間、 (午後十時頃)の火事である 御本尊様を漸守り出候事、 中庄村長善寺焼失致候、 境内をさがし見候えども 一向に相分り 此儀不思議の火

元治元年 (一八六四) の稲持、 貞広、 金川の大火 加茂、 稲持の戸井庄五郎方から出火し、 折柄の 西強風

現代

といわれているが詳ではない。これは伊原広吉氏が七歳のときであったと(伊原正市談) にあふられて、火はたちまち飛火貞広、 金川(藤島)まで延焼し、大火であった。二十数戸が灰燼に帰した

一〇四六

なっている。それでも県下で大火といえるものが二十をこえている。 治、大正のころの火災は江戸時代にくらべると、消防組が強化され た関係もあっ たのか、 やや被害が少

昭和時代の火災 昭和になって、上郡でおこった火災の著名なものをひろっ てみると次のとお

昭和九年七月八日の池田町の大火、五十一戸焼失。

昭和二十年一月二十九日の貞光町真光寺の火災、 大阪から疎開 てきた児童十五名焼

昭和二十九年二年二日の東祖谷山村落合の火災、十五戸焼失。

同年三月二十二日の池田町の火災、二十世帯焼失。

げると次のとおり。 本町の火災記録については、まとまったものがない が、 大西夘平の 日誌などか 5 特異もの を、 年代順に カュ かい

で、二十余軒延焼、容易に鎮火しないので、部落の人が琴平神宮へハダカ参詣をしたという。 明治十年の枇杷橋筋の大火 明治十年 (一八七七)十一月加茂、 枇杷橋から西へ両側 南側 の家屋、新宮神社 の竹籔の蔭にあ

由緒沿革記には「明治十年十一月の大火により、社殿、古木にいたるまで悉皆焼失、同十二年再興す」とある。 明治三十四年、 加茂西中村の火災 明治三十四年(一九〇一)十一月二十二日(旧十月十二日) 西中村小

加藤神主の家は難をまぬがれたと聞いている。(西庄高木、

辺見夕子談)また、

新宮神社

ま

った家は一軒焼け残り、

森順太居宅から出火、 三庄小学校の火災 類焼九戸。 (大西夘平日誌「以下大西日誌」という」 明治三十七年(一九〇四)九月二十五日午後四時、 三庄村小学校焼失。

明治三十七年、

(大西日誌) (三庄村小学校は八幡神社の東、 金丸公園にあった。

屋六棟、 明治三十七年、 原因は子供の火遊びから。 中庄山路の火事 明治三十七年(一九〇四)十二月、 山路、 木藤利助方から出火、 焼失家

六戸焼失す。 明治三十九年、 (大西日誌) 原の火事 明治三十九年(一九〇六)五月二十七日 (閏四月五日) 井掛源吉居宅から発火、

西日誌) 明治四十二年 (一九〇九) 四月二十五日 (旧三月六日) 加茂山林百余筆を焼く、 中野孫三郎焼死す。 关

南西風に煽られて翌朝まで燃えつづき、 明治四十三年、 中庄井出渕の火災 類焼五戸 明治四十三年(一九一〇)十二月井出 (十六棟) 焼失。 渕 高橋伝蔵方の納屋から 出 火

棟焼失す。 大正十年の谷口製糸工場の火災大正十年(一九二一)二月十七日 (大西日 (旧正月十日) 加茂山根谷口 製糸工場二

焼失す。 昭和三年の加茂小学校の火事 (大西日誌) 昭和三年 九二八) 二月七日 (旧正月十六日) 加茂小学校北校舎 (八教

類焼五戸(十棟全焼 昭和十三年の山口の火災 一棟半焼 和十三年 (一九三八) 六月三日午前十一 時 山山、 曽我部常次郎方か 5 出 火

幣拝殿を焼失、同年五月二十日氏子の献金により復興す。 昭和二十五年、武大神社の火災 昭和二十五年 九五〇) 旧正月八日、加茂古川、武大神社出 火

現代

其の他の災害

其の他の災害については、旱魃、渡船の顚覆などがある。その主なものは次のとおりである。

明治二十六年(一八九三)の旱魃、七月二十二日(旧六月十日)雨乞千人踊、鴨神社参詣、七月二十八日、地

神社に於て人形芝居天神記を興行す。(大西日誌)

明治四十二年(一九○九)四月七日(旧閏二月十七日)辻町渡船転覆、溺死者十九人。(大西日誌)

大正七年(一九一八)十一月、流行性感冒(スペイン風)大流行し、小学校は休校した。大西日誌には次のよ大正三年(一九一四)の旱魃五月以来今に至るも降雨なし(七月二十日)(大西日誌)大正二年(一九一三)の旱魃、六月二十四日小雨後、七月二十八日迄降雨なし。(大西日誌)

うにある。「大正七年十一月、感胃病猛列、各国大流行、病死多大。

大正十五年(一九二六)の大旱魃、八月五日、九十四度に至る、四十日間激暑。 (大西日誌)

昭和五年(一九三〇)の旱魃、七月中旬に至るも降雨なし、田植ならず。(大西日誌)

昭和七年(一九三二)六月五日(旧五月三日)辻町布屋渡船顛覆、 八人溺死、内加茂山出身者六名、

四日遺体収容終る。